令和元年(2019年)6月紀北町議会定例会会議録 第 4 号

招集年月日 令和元年6月11日(火)

招集の場所 紀北町本庁舎議会議場

開 議 令和元年6月21日(金)

出席議員

1番	宮地 忍	2番	田島明良
3番	柴田洋巳	4番	岡村哲雄
5番	大西瑞香	6番	原 隆伸
7番	奥村 仁	8番	樋口泰生
9番	太田哲生	10番	瀧本 攻
11番	近澤チヅル	12番	入江康仁
13番	家崎仁行	14番	東清剛
15番	平野隆久	16番	中津畑正量

欠席議員

なし

地方自治法第 121 条の規定により説明の為議会に出席した者の職氏名

町	長	尾上壽一	副町長	中場幹
会計管理	!者	武岡芳樹	総務課長	濵田多実博
財 政 課	長	水谷法夫	危機管理課長	岩見建志
企 画 課	長	上ノ坊健二	税 務 課 長	直 江 仁
住 民 課	長	上村毅	福祉保健課長	中村吉伸
環境管理調	果長	玉本真也	農林水産課長	上野和彦
商工観光調	果長	玉津裕一	建設課長	宮原俊也
水道課	長	上野隆志	海山総合支所長	植地俊文
教 育	長	中井克佳	学校教育課長	宮本忠宜
生涯学習謂	果長	井土 誠	監查委員	松永 剛

職務の為出席者

 議会事務局長
 脇 俊明
 書
 記
 佐々木 猛

 書
 記
 久保有謙
 書
 記
 家倉義光

提出議案 別紙のとおり

会議録署名議員

3番 柴田洋巳 4番 岡村哲雄

議事の顛末 次のとおり記載する。

東清剛議長

皆さん、おはようございます。

定刻になりましたので、これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は16名であり、定足数に達しております。

本日の日程については、お手元に配付しました議事日程表のとおりであります。

議事運営上、議事日程の朗読は省略することにいたしたいので、ご了承お願いいたします。 なお、定例会中に、尾上町長から追加議案の提出があり、本日の日程終了後、追加議事日

程として取り扱いさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

日程第1

東清剛議長

それでは日程にしたがい議事に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第126条の規定により、本日の会議録署名議員に、

3番 柴田洋巳君

4番 岡村哲雄君

のご両名を指名いたします。

日程第2

東清剛議長

次に、日程第2 委員長報告を行います。

それでは、本定例会において各常任委員会に付託され、審査を行った案件について、各常 任委員長から審査の経過と結果について報告を求めます。 まず、総務産業常任委員長瀧本攻君。

瀧本攻君。

瀧本攻総務産業常任委員長

皆さん、おはようございます。

それでは、令和元年6月議会定例会において、総務産業常任委員会の委員長報告をさせて いただきます。

まず、今定例会で付託されました案件は、6月13日、木曜日、午前9時30分から第1委員会室において、委員8名出席のもとに開催いたしました。説明のため出席した者は、総務課、財政課、税務課、農林水産課、商工観光課、危機管理課の課長及び職員であります。

また、今期定例会において付託されました案件は、

議案第29号 紀北町森林環境護与税基金条例

議案第30号 消費税等の税率改正に伴う関係条例の整備に関する条例

議案第31号 紀北町税条例等の一部を改正する条例

議案第34号 専決処分の承認を求めることについて

議案第35号 三浦及び矢口漁港海岸保全施設整備事業の委託事業契約の締結について

議案第36号 紀北町防災行政無線(同報系)デジタル化整備工事請負契約の締結について

議案第37号 小型動力ポンプ付積載車購入契約の締結について

議案第38号 令和元年度紀北町一般会計補正予算(第1号)

の議案8件であります。

それでは審査の経過と結果について報告いたします。

まずはじめに、議案第29号 紀北町森林環境譲与税基金条例の審査を行いました。

質疑、討論なく、採決に入り、賛成多数。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

議案第30号 消費税等の税率改正に伴う関係条例の整備に関する条例の審査を行いました。 質疑、討論なく、採決に入り、賛成多数。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

次に、議案第31号 紀北町税条例等の一部を改正する条例の審査を行いました。

質疑、討論なく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

次に、議案第34号 専決処分の承認を求めることについての審査を行いました。

質疑、討論なく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

次に、議案第35号 三浦及び矢口漁港海岸保全施設整備事業の委託事業契約の締結についての審査を行いました。

委員から、三浦漁港については今年度で終わりと説明を受けていますが、今年度で終わりですか。また、三浦漁協には古い堤防があるが新しい堤防ができたら、古い堤防は撤去するのか。撤去するならいつまでに撤去するのかという質疑がありました。

これについて、三浦漁港についてはその予定で進めております。古い堤防につきましては、 去年の繰越の予算で撤去し、撤去した後、舗装をし、道幅も広くなる予定ですとの課長の答 弁でありました。

また、新しい道路の幅員は6mくらいになりますかという質疑に対して、路肩を含めて6mありますが、車道幅員としては5m程度になる予定ですと課長からの答弁でございました。

また、矢口漁港の事業進捗率はどれくらいですか、また、完成予定年数はいつですかという質疑があり、今回契約をお願いする部分を含めると、国の交付金、補助金をもらって事業を行う部分の進捗率は87%程度で、町単部分は70%程度で、全体では、現時点の事業計画に対して82.5%の進捗率ということになります。

事業完了予定につきましては、現在、計画では令和6年度の完成を予定しておりますが、 少しでも進捗を早めたいということで、今年度、漁港機能増進事業を行っております。令和 6年度の事業完了予定を少しでも早めていきたいと考えておりますとの課長の答弁でござい ました。

また、樋門の遠隔操作はどこで行うのか教えてください。遠隔操作するのは海山総合支所で大丈夫ですかと、不安がありますと。また海山総合支所の場合、支所の立地が川の傍であり、過去にも水害で被災したこともあり、職員の人数も少ないので対応は可能か不安を感じるという質疑がありました。

課長からは、遠隔操作で、現地を確認するためのカメラの設置も予定しております。遠方 監視ができますのでカメラと併用しながら対応したいと考えております。

常時職員のいる海山総合支所の事務所内に操作盤を設置し、即座に対応できるようにしたいと考えていますという答弁でございました。

また、委員から東南海地震津波対策の事業であれば、事業が設置する施設の規模では足りないと思います。事業目的が高潮対策でよろしいですかという質疑がありました。

答弁といたしまして、今回の三浦・矢口の事業については、原則、高潮対策としての事業であり、台風などによる高潮に対して、三浦は本庁で、矢口は支所で、それぞれ遠隔監視カメラなどで状況を確認しながら操作したいと考えておりますという答弁でございました。

また委員から、遠隔操作ということですが、電源が必要だと思います。電気が使えなくなったらどうするのですかという質疑に、通常は、商用電源を利用し、商用電源がなくなったら稼働できるように、非常用電源装置を設置する予定です。また、仮に非常用電源が使えない状態になっても、現地で手動により操作が可能となっておりますという答弁でございました。

以上で、質疑を終了し、討論に入り、討論なく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

次に、議案第36号 紀北町防災行政無線(同報系)デジタル化整備工事請負契約の締結についての審査を行いました。

委員から、無線LANアクセスポイントについて、普段の時、常時無線LANをいかさないで、災害発生時だけいかすのか、普段の時も無線LANをいかしているのかを説明してください。

課長から無線LANアクセスポイントについてですが、主要な避難場所に設置する予定です。設置数は決まっていませんが、避難場所では避難された方が、スマートフォンなどでWi-Fi機能を使って、高速ワイヤレスインターネットアクセスサービスということが、このWi-Fiということです。災害情報を入手できるように考慮して無線LANアクセスポイントを設置する予定です。

普段時と災害発生時の使い分けとしては、普段はWi-Fi機能を使われてしまうと、問題もあろうかと思いますので、ルーターの電源をきっておいたり、Wi-Fiにアクセスする際のパスワードをその時その時で切り替えて使用できないように設定するなど、普段時は、できるだけ使用できないような運用を今後検討していきたいという答弁でございました。

それから、委員から企画提案のプロポーザル方式で業者を選定していますが、他の業者より選定された業者の提案の良かった点を教えてくださいという質疑に対して、選定業者の企画提案の一番良かった点ですが、選定委員が6人おり、選定委員それぞれの違いはあると思いますが、私が感じて良かった点は、屋外拡声子局を整備する際に、仮設のスピーカーを車両を配置することで、工事中も放送ができるという点です。

また、情報機器の連携について、本庁、海山総合支所、災害対策拠点に大型モニターテレ

ビを設置して、各所を結んだ防災会議等ができるよう提案もありました。

あと、災害発生時の情報収集については、現在、それぞれ担当職員が三重県のL、これローカルですね、アラートやインターネットを通じ、災害情報などをそれぞれのパソコン等で入手していますが、今回は、危機管理課の大型モニター画面で、気象庁のホームページや防災みえの水位情報、河川の監視カメラなど複数の情報を一画面で見ることができ、避難準備情報や避難勧告を発令する際の判断材料として、活用しやすくなるという提案もあり、こういったところを評価いたしましたという答弁でございました。

また委員から、無線LANについて、普段時は電源を切っておいたり、パスワードで使えないようにと説明がありましたが、無線LANはネット環境があることが前提となりますので、ネット環境があるという時点で、電源が切っている状態や、使用できない状態でもランニングコストが発生してくると思いますが、例えば、集会所や避難所などのインターネットの環境がないところにインターネットをひいて、無線LANアクセスポイントを設置するなど、インターネット費用が発生しますがということについての説明をしてくださいという委員からの質疑がありました。

基本料金に関することだと思いますが、おっしゃるとおりでございます。基本料金は発生します。ただ、Wi-Fiの使用に関しては、普段時は制限をしていきたいという答弁でございました。

それから、アナログからデジタルに変わることによって、戸別受信機が使用できなくなるということですが、この構想では、戸別受信機は不可欠なものだと思います。戸別受信機は、1台いくらぐらいですかという質疑に、この契約に関しましては、戸別受信機 477 台が提案されています。これまでは、戸別受信機は非常に高価な機器と聞いていました。そのため、予算面からも、戸別受信機に代わる伝達方式がないか模索してきましたが、今回の企画提案競技では、情報の伝達の多様化が進んでいる現状からみて、より安価で紀北町にとって最適な伝達方式の提案が期待されます。この企画提案の中に戸別受信機の価格についても、見積もりでは提出を求めており、その見積額や提案費用については1台1万1,800円消費税抜きで提示されています。

戸別受信機単体で考えると、1万1,800円で8,000世帯をかけますと約9,400万円ぐらいの金額になりますという答弁と、ただし、この金額には、屋外アンテナの設置費用は入っていませんという答弁でございました。

またそのアンテナの設置費用は、だいたいいくらぐらいですかという質疑に対して、現状

の屋外アンテナの設置箇所の評価がわからないですが、おおむね 1,500 世帯くらいを設置していると思われますので、設置費用は、家の設置場所によって変わってきますが、おおむね 8,000 円から 9,000 円ぐらいになると聞いていますという答弁でございました。

また、委員から電波が変わるので、アンテナの数が増えてくると思いますが、いかがですかという質疑に、デジタル化になった場合、実際には戸別受信機を設置して、家のどこに置くかなどで詳細が変わってくると思います。全戸配布などになった場合は、調査しなければならないと思いますという答弁でございました。

そして、この会社はどれくらいの規模の会社で、株をどれぐらい持っているか、戸別受信機を製造しているかなどをちゃんと調べましたか、今後のメンテナンスの点も関係してきますのでという質疑に、資本などについての調査はいたしましたが、今後もメンテナンス費用などで見積もりも企画提案競技の中でいただいております。あとでこの会社の規模を私が直接いただきました。だいたい3億5,000万円ぐらいの資本金で、約4,000億ぐらいするパナソニック 100%出資の会社です。社長がパナソニックの常務を務めておりますということでした。

以上で、質疑を終了し、討論に入り、討論なく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

次に、議案第37号 小型動力ポンプ付積載車購入契約の締結についての審査を行いました。 以前、車検が1年くらい残っている車両を入れ替えたときに、その後の車両をどうするの かと聞いたときに、廃車解体抹消して車両を扱わないという話でしたが、後で見たら、抹消 されずに、そのまま残っており、答弁と違う状況で、1年間放置された状態でした。

今回の引本浦の車両の車検の残日数と、車両の処分方法と、処分するにあたっての値引き や下取りがあるかとの質疑がありました。

答弁として、この車両については、下取りはしません。業者に引き取ってもらい、処分してもらうことになっております。車検は令和2年11月までという答弁でございました。

また、委員から中古車を海外の輸出する業者が安く売って、海外の後進国で走っている車両も見たことがあります。処分するのであれば、業者から処分の履歴や抹消や解体の証明書が出るはずです。そういう対応はしていますかという質疑に対して、業者に引き渡した際に登録の抹消手続はきちっと行っていると思いますが、これから業者から証明書を入手するようにしますという課長からの答弁でございました。

また、委員から車両の切り替えの基準を教えてくださいという質疑に対して、車両の更新

計画を作成しており、おおむね 12 年から 15 年をめどに更新する計画です。15 年のめどの根拠は、小型ポンプが故障した際に、部品等が 10 年以上経つとなくなってしまい、修理が難しくなってしまうためですという答弁でございました。

その基準は、いつ頃に決めましたかという質疑に対して、課長のほうから把握はしていませんという答弁でございました。

委員から 30 年前の車と現在の車では、かなり長持ちするようになっています。その基準をどこかで切り替えていくべきだと思います。また、故障したときのポンプの部品がなくなるという答えでしたが、ポンプだけを更新する方法もあると思います。電源立地対策交付金事業について、車両更新しか該当しないのですかという質疑に対して、電源立地対策交付金事業については、車両購入以外でも使い道がありますという答弁でございました。

また、車両以外の使途もあるならば、車両更新の基準などの見直し検討してもらいたいという委員からの質疑に対して、今後、ポンプだけの更新などを検討していきたいという答弁が課長からございました。

以上で質疑を終了し、討論に入り、討論なく、採決に入り、賛成多数。

よって、本案は、原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

次に、議案第38号 令和元年度紀北町一般会計補正予算(第1号)の審査を行いました。 はじめに財政課所管分について、質疑に入り、質疑はありませんでした。

以上、財政課の所管分については、質疑を終了しました。

次に、農林水産課所管分については、10ページの農業振興対策事業費100万4,000円ですが、 農業用ハウス強靭化となるが、対象は現在使用しているハウスに限られるものですか。また、 対象事業者数はどれくらいありますか。補助金額は、この金額で決まっていますか。これか らも、事業希望があれば申請を受け付けるのですか。この補助制度は今年度のみですかとい う質疑がありました。

今回の農業用ハウス強靭化緊急対策事業補助金は、国の防災・減災・国土強靭化のための 3カ年の緊急対策に基づく農業用のハウス等の強靭化事業で、現在使用されているハウスの 強靭化などが対象となっております。

この補助金は、町内の1事業者に対するものでありますが、この事業の対象となるのは町内の業者は5事業者があります。ハウスとしましては25棟が対象となっております。補助金は、事業予定の事業者の見積額をもとに算出したもので、申請については、国の予算枠の中で判断がされると聞いています。ここの事業につきましては、前提としては県が被害防止

計画を策定し、その計画に位置付けられる必要があり、今回の分には優先度は高いと聞いております。

今年度の事業につきましては、この計画に位置付けられた町内5つの事業者に意向確認した結果、事業要望を示した1事業者分を、予算要求をさせていただきました。内容については、国の補助金は現時点では令和2年度までになっておりますということでございます。

今回の事業補助金の算出方法はどのように行うのですか。補助金申請する業者の数や見積額によって補助金が違ってくるということもあるが、補助金の多い市町もあると思います。また、今回の制度に対する認知度はどうであったのか、少なくとも対象である5事業者については制度の周知はされましたかという質疑に、この補助制度は事業予定の事業者の見積もりに基づき算出しており、事業費の2分の1を補助金として支給するものであります。

県内の状況につきまして、県からは東紀州地域においては紀北町の1件のみとであると聞いております。県の計画に位置付けられた町内の5事業者については、町が直接、意向確認をさせていただいております。県の事業計画の中に位置付けられておりますが、今回の補助金を申請すると、補強したハウスを今後10年間使用しなければならない等の制約が発生するため、補助金申請に至らない事業者がいたということを聞いております。

また、委員から 11 ページの林業総務費の中の林政総合企画事業、それから林業振興費の 地域産材利用促進事業について、もう少し詳しく教えていただきたい。林業経営管理推進事 業の 1,295 万円についての調査費ということでよろしいですかという質疑がありました。

答弁としまして、まず、林政総合企画事業の117万9,000円ですが、これは森林経営管理 法がスタートしたことを受けて、紀北町の地図と森林データを融合した森林GISシステム の機能拡張及び機器の更新を行いたいと考えております。

次に、地域産材利用促進事業につきましては、国の事業である森林・山村多面的機能発揮対策事業にかかる森林の保全管理活動等の取り組みを支援するもので、活動組織の自己負担分の一部を町が支援するものです。支援する 10 万円の算定根拠は、活動組織の協定面積が5ha であります。1ha あたり2万円としており、赤羽の十須の5ha を対象に事業を予定していただいておりますという答弁であり、続いて、林業経営管理推進事業につきましては、今年度4月からスタートした森林経営管理法では、町内の私有林の中から対象となる山林を振り分けるための調査を町内全域にわたって行う必要があり、調査に基づいて抽出された私有林の所有者に、町が委託管理を受けることに対する意向を確認する必要があります。

今年度は、この意向確認などを実施するための準備として、森林の所有者の特定と、境界

の明確化の2つを実施する調査のための委託費となっておりますという答弁でございました。また、予算書12ページ、道の駅海山管理事業の修繕料ですが、原因、場所をもう少し詳しく説明してくださいという質疑がありまして、道の駅海山の正面玄関の扉の故障によるもので、平成31年4月15日故障しました。道の駅海山ですが、平成9年3月にオープンしました。かれこれ22年経過していますが、経年劣化による故障で、その後、工事期間として平成31年4月22日から26日で、工事完了が4月26日という答弁でございました。

また、委員から確認のため修繕は終了しているのかという質疑があり、課長からそのとおりです。緊急のため、概算予算によりしました。流用により対応をさせていただきました。 本定例会で予算をお認めいただきましたら流用を戻しをさせていただきますという答弁でございました。

次に、委員から道の駅海山は、海山物産が管理していると思うのですが、全体を管理しているのですか、それとも、食堂とかトイレの部分かという質疑に、平成9年3月に道の駅海山がオープンしましたが、国土交通省の管轄の部分はトイレ、交流センターです。

尾鷲側となる建物は、海山物産へ指定管理をお願いしています。トイレの管理については、 海山物産にお願いをしております。駐車場については、国土交通省の所有地となっておりま すという答弁でございました。

以上で、商工観光課の所管分について、質疑を終了いたしました。

次に、危機管理課所管分の質疑に入り、質疑はありませんでした。

以上のとおり危機管理課所管分について質疑を終了しました。

次に、財政課所管分については、質疑に入り、質疑はありませんでした。

以上のとおり財政課所管分についての質疑を終了して、本委員会所管分の質疑を終了し、 討論に入り、討論はなく、採決に入り、賛成多数。

よって、本案の本委員会の所管部分については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、本委員会に付託されました8案件についての審査の経過と結果報告を終わります。

東清剛議長

次に、教育民生常任委員長 大西瑞香君の報告を求めます。

大西瑞香君。

大西瑞香教育民生常任委員長

おはようございます。令和元年6月議会定例会において、教育民生常任委員会に付託され

ました案件について、審査の経過と結果について、報告いたします。

まず、今期定例会で付託されました案件につき、6月12日、水曜日、午前9時30分から、 第1委員会室におきまして委員8人の出席のもとで開催いたしました。

説明のため出席した者は、住民課、福祉保健課、生涯学習課の課長及び職員であります。 また、今期定例会において、付託されました案件は、

議案第32号 紀北町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

議案第33号 紀北町国民健康保険条例の一部を改正する条例

議案第38号 令和元年度紀北町一般会計補正予算(第1号)

の議案3件の審査であります。

それでは、審査の経過と結果について、報告いたします。

まずはじめに、議案第32号 紀北町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例についての審査を行いました。

質疑としまして、101 ページ、新旧対照表の第 14 条第 3 項で第 1 項の保証人は、災害援護資金の貸し付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、となっています。第 1 項、第 2 項とも保証人というのは連帯保証人を指すと思うのですが、改正前は保証人という言葉が無くて、今回の改正で保証人という言葉が入ったのか説明をお願いします。連帯保証人と名称を付けたほうがわかりやすいと思いますが、保証人としたことについて答弁を求めます。

答弁としまして、前段のほうですが、災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の改正前では第8条で保証人の規定について定めています。同条第2項で災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担する、ということで連帯保証人の必置義務が求められていましたが、今回、第8次地方分権一括法の中で改正後では、連帯保証人の必置義務を撤廃する、ということで条例で保証人について明記されております。

また、第3項で保証人としては連帯の債務を負担するということで、これにつきましては 国の準則通りですとの答弁でした。

質疑としまして、災害援護資金の貸付けについて、具体的に金額のご説明をお願いします。 保証人を立てるとパーセントが下がるということですが、金額のほうは変わらないわけで すか。

答弁としまして、災害援護資金ですが、例えば世帯主に負傷がなかった場合については、 150万円の限度で貸付けがあります。ただ、その場合に半壊の場合は 170万円など、被害の 程度によって金額の上限が変わってきます。海山町、紀伊長島町の 16 年災の場合につきま しては、150万円の限度額の中で借り入れた方が多くなっております。 1件だけ 170万円という半壊の方の借り入れがありました。貸付けの限度額に変更はありませんとの答弁でした。

質疑としまして、災害援護資金のことですが、保証人を立てたら無利子で、立てなかった ら年3パーセント以内で町長が定めるという改正になっていますが、実際起きた場合に決め るのではなく、町としては何パーセントを考えているのでしょうか。

答弁としまして、町長が別に定めるということでなっております。その率につきましては 規則の方で1%とする予定ですとの答弁でした。

質疑としまして、規則のほうでということですが条例で書くことはできないのでしょうか。 町民の立場ですと条例のほうが見やすいです。1%というのがすぐにわかる方が安心なので すが、規則で定めなければならないと決まっているのですか。

答弁としまして、規則のほうで今回定めるということで、国の準則どおりに今回条例改正 を行っていますとの答弁でした。

質疑としまして、措置期間があるということですが無利子でも、1%かかっても措置期間というのはあるのでしょうか。措置期間は何年なのかということと、第 15 条で償還免除という言葉も出ていますが、どのような場合に借入金の償還が免除されるのか、そして償還未済額があると今まで 10.75%の違約金が5%になったわけですが、何年後という期限があると思うのですが、何年を過ぎたらこういうことになるのかお伺いします。

答弁としまして、貸付けのほうにつきましては、貸付期間が 10 年です。その内3年間が据置期間となっております。7年間で、元利均等割で返済計画になる予定です。償還免除の関係ですが、いろいろな理由で免除があります。例えば、借りた人が心身ともに衰弱しきった場合とかいう理由で償還免除の規定があります。今回、市中金利が低金利であるということを踏まえまして、貸付利率の提案が地方分権一括法の中でありました。その中で違約金については 10.75%から5%に改正をするということで、今回、提案をさせていただきましたとの答弁でした。

質疑としまして、返済期間は10年ということでしたが、平成16年の災害時にこれは使われているのですか。災害の時の借り入れをされている方はたくさんいると思いますが、既に償還は済んでいるのでしょうか。平成31年で15年過ぎていますが、それに関して詳細、現況を教えてください。

答弁としまして、16 年災の借り入れにつきましては、海山地区で 293 件、4億 1,100 万円の貸し付け、紀伊長島地区で 16 件 2,210 万円の貸し付け、合計 309 件、4億 3,310 万円

の貸し付けを行いました。現在、滞納件数が 53 件、金額が 3,515 万 3,151 円ということで 収納率は全体で 91.88%になっていますとの答弁でした。

質疑としまして、まだ返済途中の方に関して、その時の金利が 10.75%で返済をされていて、市中銀行では借り換えというのがあると思うのですが、そういう形で金利を軽減するという意味で5%に下げるとか、先ほど償還免除というものに対しての現況、年を取った、認知症であるなど、そういった意味合いもあると思いますので最近の状況をお答えください。

答弁としまして、現在は違約金が 10.75%ということになっています。施行日から5%という改正です。ただ、現在違約金を町が徴収しているかというと、元本の徴収金額で徴収を行っております。10.75%の利率につきまして、上乗せして徴収するということは現在行っておりません。借り入れた金額につきまして、生活資金で借りたものであること、15 年経過して高齢化が進み、年金生活者も多いという中で返済計画を考えながら、納付相談等を行いながら払える金額だけの分割納付ということで徴収を行っていますとの答弁でした。

以上で質疑を終了し、討論に入り、討論はなく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

次に、議案第33号 紀北町国民健康保険条例の一部を改正する条例についての審査を行いました。

質疑としまして、今回の条例改正により、どれくらいの方が軽減措置の影響を受けますか。 また、国民健康保険の加入者数について、前年度との比較を教えてください。

答弁としまして、国民健康保険の加入者数の推移については、前年度対比で、世帯数は 181 世帯、被保険者数は 357 名減少しています。減少理由としては、亡くなられた方や後期 高齢者医療に移行した方などさまざまです。軽減世帯につきましては、7割・5割・2割軽減の世帯が、国保加入世帯全体の 63%です。そのうち5割軽減が 14%、2割軽減が 12%の 方が対象になりますとの答弁でした。

質疑としまして、63%の方が軽減を受けている中、保険料率を上げていないところは評価 したいと思います。5割・2割軽減になる範囲が広がったと同時に、賦課限度額も上がりま したが、それぞれ適用する年度が違います。それについて、詳しい説明をお願いします。

答弁としまして、軽減適用は施行令に伴い令和元年度4月1日からの施行になります。58万円から61万円への賦課限度額の変更は、令和2年4月1日からの適用になります。これに関しては、保険料の軽減につながるものは遡って適用し、負担の増になるものは翌年度からの適用で進めていきたいと考えていますとの答弁でした。

質疑としまして、そういった適用の仕方は、国で定められているのでしょうか。また、賦 課限度額以上の方の世帯数を教えてください。

答弁としまして、軽減の適用に関しては、施行令により適用するとなっていますが、限度額の翌年度からの適用に関しては、定められているものではなく、年度をずらしての適用は三重県内で7市町です。賦課限度額以上の世帯については、58万円以上が23世帯です。賦課限度額が61万円以上になると22世帯になりますので、1世帯が賦課限度額以内になりますとの答弁でした。

質疑としまして、1条に関しては今年度から、2条に関しては来年度から適用するという ことですが、賦課限度額の変更は負担をかけることになるので、適用を遅らせるという解釈 でよろしいですか。

答弁としまして、条例改正については昨年度も同時期に行っています。賦課限度額の変更 の適用時期を遅らせるのは、保険料の負担を軽減するための措置になりますとの答弁でした。

質疑としまして、紀北町は県内で町民1人あたりの医療費が一番高いと思います。三重県 内でも保険料の統一に向かって進んでいくと想像されます。医療費は多くかかっているのに、 保険料の負担を軽くするのは、矛盾していると思います。保険料はどこまで抑え続けていけ るのかも含めて、今後の方向性を教えてください。

答弁としまして、保険料の統一については、近隣の府県では、令和6年度を目指し、大阪 府、奈良県が保険料の県内統一を行い、続いて岐阜県も行うなど、全国的には保険料の統一 に向けて動いています。三重県でも考えているところでしょうが、なかなか難しい状況にあ ると思います。

紀北町の一人当たりの保険料に関しては、県内29市町の中で23位であり、比較的低い保険料になっています。できれば、このままの保険料率を進めていきたいと考えています。財源の確保のためにも、保険者の努力制度で、特定健診の受診率などで評価される保険者取組支援交付金の確保を、保険者として努力をしていき、できる限り保険料を引き上げずに行きたいと考えています。

しかし、国保の財政状況としては、おっしゃるとおり医療費が多くかかれば、財政的に逼迫してきますので、財政調整基金の取り崩しや、一般会計からの法定外繰入れが必要になってくることもありますが、できる限り保険者として努力を続けていきたいと考えていますとの答弁でした。

以上で質疑を終了し、討論に入り、討論はなく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

次に、議案第 38 号 令和元年度紀北町一般会計補正予算(第1号)の審査を行いました。 はじめに福祉保健課所管分については、9ページの紀北広域連合運営事業の負担金 393 万 7,000 円について質疑がありました。質疑としまして、当初予算の中にも入っていたと思い ますが、今回補正された理由について説明をお願いします。

答弁としまして、公費による低所得者の保険料負担軽減について、令和元年 10 月の消費 税率 10%への引き上げにあわせ、保険料段階の第1段階から第3段階の低所得者の保険料 の軽減を図るものですとの答弁でした。

質疑としまして、第1段階から第3段階の低所得者の軽減に対する負担割合と、全体に対する割合について質疑がありました。

答弁としまして、負担については、国2分の1、県4分の1、市町4分の1の負担となっております。国1,654万1,000円、県827万1,000円、市町分827万円になります。市町分については、尾鷲市と紀北町での割合負担となっており、紀北町が393万7,000円となります。全体割合は、第1段階から第3段階合わせて49.09%となっておりますとの答弁でした。

9ページ、プレミアム付商品券事業 4,305 万 4,000 円について質疑がありました。質疑としまして、消費税引き上げが 10 月 1 日からとなっているが、もし消費税が上がらなかった場合はどうなるのかお聞きします。

答弁としまして、10 月1日から消費税が上がるということで準備を行っております。消費税が据え置きや延期となった場合は、国からの通知どおりに事業を行いたいと思っておりますとの答弁でした。

質疑としまして、対象者は、低所得者と3歳未満の子どもの数により決まると思いますが、 対象者は何人になるのか、3歳未満とする基準日は決まっているのかお伺いします。

答弁としまして、現在、低所得者 5,000 名、子育て世帯 200 名で積算しています。過去の臨時福祉給付金の当初見込数、出生数から対象者を算出しています。今後、令和元年度の非課税世帯の把握に努めながら必要な方に購入していただけるよう適切に対応していきたいと考えています。

子育て世帯が本年6月1日時点の住民のうち、平成28年4月2日から本年9月30日までに生まれた子が属する世帯の世帯主が対象となっており、対象となる子どもの数に応じて、世帯主が商品券の購入対象となりますとの答弁でした。

質疑としまして、4,305万4,000円が国庫支出金となっているが、全て国庫ということで

いいですか。子育て世帯について、対象を小学生、中学生まで等、町独自に拡大することは 考えていないですか。

答弁としまして、事業費、事務費ともに全額国庫負担となります。6月補正で4,305万4,000円、前年度の繰越分が194万6,000円となり、合計4,500万円が全額国庫補助となります。国の制度設計ですと、対象が非課税者、3歳未満児の世帯の世帯主となっており、拡大について国の制度設計には入っていませんとの答弁でした。

質疑としまして、全体の事業費としては、繰越明許費分も含め 4,500 万円となっておりますが、事務費 1,900 万円、事業費 2,600 万円はどのようになっているのか。購入方法の仕組みについて、どのように考えていますか。

答弁としまして、事務費につきましては、電算委託料も含め 1,900 万円、事業費として 2,600 万円、繰越を含め合計 4,500 万円となっております。

国から示された事業概要をもとに、本町としての流れは1つ目として商品券発行までの業務です。この業務については、以前実施していた臨時福祉給付金の業務をもとに構築することができると福祉保健課の中では考えております。今回は新たに低所得者に対しての購入希望者の調査、受付、引換券の発送という複雑な仕組みとなっています。2つ目として商品券利用業務です。こちらは以前のプレミアム付商品券発行事業とほぼ同様の流れでできると思いますとの答弁でした。

質疑としまして、販売する場所、低所得者に対しての配慮、対応についてお聞きします。

答弁としまして、商品券につきましては、本町からあらかじめ郵送にて交付された購入引換券を持参した購入対象者に対して、販売窓口において対面により販売することになります。前回のプレミアム付商品券発行事業におきましては、役場等において商品券を販売したところであり、今回につきましても対象者が購入しやすい環境整備に努めていきたいと考えています。

適切に個人情報の管理がなされるよう契約により管理していきたいと思っています。商品 券については、子育て世帯、非課税世帯と明記しないようになっており、低所得者とわから ないようになっていますとの答弁でした。

質疑としまして、低所得者も購入しやすい仕組みを考えていただきたいと思います。代理 で購入引換券を持参し、商品券を購入にきた場合についてはどうなるのか。代理でも全員購入することができるのかお聞きします。

答弁としまして、商品券の購入については、前回は一括購入でしたが、今回の場合は一括

で購入してもいいですし、5回にわけての購入でもよいとなっています。引換券には領収印を押すようになっており、転売はできませんが、代理人に商品券を渡し、買いに行ってもらうことはできる仕組みになっています。代理人による商品券の購入も可能ですが本人との関係を確認することになっていますとの答弁でした。

前回と違い複雑な商品券事業となっていますので、不都合の生じないよう仕組みづくりを 考えて対応していただきたいと思います。答弁としまして、今後、検討し対応していきたい と思っていますとの答弁でした。

質疑としまして、商品券の購入場所、商品券の1枚の金額、お釣りが出るのかについて、 販売事業者の商品券の換金システムについて説明をお願いします。

答弁としまして、購入場所については、前回と同様に購入しやすい場所として、役場、商工会、中山間地域についてはどうするのか、購入しやすい環境について、今後、検討していきたいと思っています。商品券の金額は1枚500円で、お釣りはでない仕組みになります。換金は商品券を商工会に持参し、商工会で換金していただきますとの答弁でした。

以上のとおり福祉保健課所管分について質疑を終了しました。

次に、生涯学習課所管分については、14ページ東長島スポーツ公園管理事業157万1,000円について質疑がありました。質疑としまして、157万1,000円で東長島スポーツ公園体育館の舞台下の引き戸を換えるということで、私も現場は確認しています。何枚かあると思うのですが、すべて換えるのですか。また、工事期間中の体育館の使用はできるのか、できないのか。工事期間中も相当数使用者がいると思いますが、使用に支障がないように考えていただけるということですね。あと舞台下の扉、レールを全てで157万1,000円ということですか。

答弁としまして、引違戸は 11 枚あり、現在は外れている箇所もありますが、11 枚すべて 交換する予定です。体育館の使用に関してですが、工種のほとんどは作ってきて設置したり、 レールの取付程度ですので、可能な限り施設使用に制限がかからないよう努めます。実際に 設置する時間帯等にもよりますが、昼間の使用は比較的空いていますので、制限がかからな いよう調整し設置したいと思います。扉とレールすべての工事費ですとの答弁でした。

以上のとおり生涯学習課所管部分について、質疑を終了しました。

以上で質疑を終了し、討論に入り、反対討論として、委員から介護保険やプレミアム付商 品券など低所得者、子育て世帯を援助する予算もありますが、消費税が 10 月1日に上がる ことを前提にした取り組みであって、低所得者や子育て世帯の生活を圧迫する増税には賛成 いたしかねますので、苦渋の思いでありますが反対しますとの反対討論がございました。 採決に入り、賛成多数。

よって本案の本委員会所管部分については、原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

以上で本委員会に付託された3案件についての審査の経過と結果報告を終わります。

東清剛議長

これで、各常任委員長からの報告を終わります。

東清剛議長

ここで、暫時休憩いたします。10時45分まで休憩いたします。

(午前 10時 30分)

東清剛議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午前 10 時 45 分)

東清剛議長

続いて、各常任委員長報告に対する質疑を行います。

まず、総務産業常任委員会にかかる案件について、委員長報告に対する質疑を行います。

まず、議案第29号 紀北町森林環境譲与税基金条例についての質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

東清剛議長

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第30号 消費税等の税率改正に伴う関係条例の整備に関する条例についての質 疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

東清剛議長

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第31号 紀北町税条例等の一部を改正する条例についての質疑を行います。 質疑される方はありませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

東清剛議長

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第34号 専決処分の承認を求めることについての質疑を行います。 質疑される方はありませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

東清剛議長

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第35号 三浦及び矢口漁港海岸保全施設整備事業の委託事業契約の締結についての質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

11番 近澤チヅル君

11番 近澤チヅル議員

先ほどの委員長報告でですね、国県の分が87%、町の部分が70%で、全体で82%進んでいるということで、あと18%がですね、令和6年、あと5年しないと完成しないということでしたが、スピード感を持ってやっていられると思うんですけども、この5年かかる完成まで、この、こんなんは何なのか、どういう理由で5年かかると算定されているのか、そういう質疑はありませんでしたか。

東清剛議長

瀧本常任委員長。

瀧本攻総務産業常任委員長

近澤議員の質問にお答えします。これに対する質疑はございませんでした。町で決められないのでね、補助金ですので、そういうことで。

東清剛議長

よろしいですか。

他に質疑される方はございませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

東清剛議長

次に、議案第36号 紀北町防災行政無線(同報系)デジタル化整備工事請負契約の締結についての質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

東清剛議長

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第37号 小型動力ポンプ付積載車購入契約の締結についての質疑を行います。 質疑される方はありませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

東清剛議長

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第38号 令和元年度紀北町一般会計補正予算(第1号)について、総務産業常任委員会にかかる部分についての質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

東清剛議長

以上で、質疑を終わります。

これで、総務産業常任委員会に係る案件についての委員長報告に対する質疑を終了します。次に、教育民生常任委員会に係る案件について、委員長報告に対する質疑を行います。

議案第32号 紀北町災害 R 慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例についての質 疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

東清剛議長

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第33号 紀北町国民健康保険条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

東清剛議長

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第38号 令和元年度紀北町一般会計補正予算(第1号)について、教育民生常任委員会にかかる部分についての質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

東清剛議長

以上で、質疑を終わります。

これで、教育民生常任委員会に係る案件について、委員長報告に対する質疑を終了いたします。

日程第3

東清剛議長

これより各議案の討論、採決に入ります。

日程第3 議案第29号 紀北町森林環境譲与税基金条例を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

11番 近澤チヅル君。

11番 近澤チヅル議員

議案第29号 紀北町森林環境譲与税基金条例の反対討論を行います。

森林環境譲与税の原資となる森林環境税は現在、東日本大震災を名目に上乗せしている復興特別住民税の期日が切れる2024年度からの開始とされております。その税収は環境譲与税として市町に9割、都道府県に1割配分されます。しかし、この期日を待たずにこの2019年度から譲与するために特別会計から6年間、前倒しで借金をして、その後の森林環境譲与税の税収の一部で償還していくというものです。この森林環境税について、私は疑問があります。

1つ目といたしまして、年間1,000円を個人住民税の均等割に上乗せします。この均等割

は所得割が非課税になる人にも一律課税される逆進性を持つ不公平な課税方式であり、低所得者の負担をさらに強めるものです。

2つ目といたしまして、譲与の基準に譲与される金額の9割がこの紀北町にも入りますが、 その割合、私有林・人工林面積が5割、林業就業者が2割、そのほかに人口の率が3割含ま れている。人口の多い都市に多く譲与され、森林整備や促進のための費用と言いながら、そ れが必要な紀北町のような人口の少ない町に金額が小さくなるという矛盾があります。

そしてさらに前倒しで譲与するために、特別会計からの借り入れをしているので、その返済分を償還して満額を受け取れるのが、当初の開始とされている2024年より9年後の2033年度になってしまいます。同時に満額で譲与される開始が、この税の目的とされましたパリ協定の枠組みにおける森林吸収源対策の2030年までに、これを守ろうということですが、その後の2033年になってしまうこと。

温暖化対策に必要な費用負担があるとするならば、原因者である排出企業に真っ先に負担を求めるものであるはずなのに、この企業団体から反対があったからという理由からか、企業に負担は求めておりません。森林の国民だけに求めております。森林の多面的機能の恩恵が国民に費用負担を求める理由としてあげられておりますが、同じ受益者である法人だけが負担をしないことは非常に不公平であります。

このような問題から少しずつ前倒しでされるのだから、良いように見えても、森林の多い 紀北町より都市のほうがその譲与金額が多く、費用負担の名目が矛盾だらけであると私は思 います。それと同時に森林整備のための安定的な財源確保については、もっとも安定的な財 源は一般会計です。この森林環境譲与税が安定的に財源確保策として、相応しいかどうかに ついては、林業経営の専門家も疑義が示されているとも言われております。

国の税制改正に伴う税制の改定ですが、以上のような理由からその譲与税を基金する、この条例に反対いたします。議員各位の賛同を求めて、私の反対討論を終わります。

東清剛議長

次に原案に賛成討論される方はありませんか。

(発言する者なし)

東清剛議長

次に、原案に反対討論される方はありませんか。

(発言する者なし)

東清剛議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第3 議案第29号については、委員長報告のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

(多数举手)

東清剛議長

挙手多数です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

日程第4

東清剛議長

次に、日程第4 議案第30号 消費税等の税率改正に伴う関係条例の整備に関する条例を 議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

16番 中津畑正量君。

16番 中津畑正量議員

議案第30号、この消費税等の税率改正に伴う関係条例の整備に関する条例、これについて 反対の立場で、この討論をさせていただきます。

まず1つには、この条例による施設の使用料・手数料は232万4,000円と計算されておりますが、町民の多くの負担が大きくなる。そういうことでこの問題は1つ問題として、私は消化できません。

また、2つ目には、他の町での提案も遅れているのか全然話もないようなところもありますが、この案件をどうしてもみないところも聞いておりますが、これからもいろいろ問題が 出てくるんではないかと私は思っております。

3つ目に、施行時期も10月に、何故かおかしいなという感じは持っております。皆さん消費税は一般庶民の買い物でも、富裕層が買う高級品、贅沢品でも同じ税率です。低所得者は

収入の多くを消費に向けさせなければ生活できませんが、富裕層は収入の多くを貯蓄に回し、一部しか消費に回してない。このような調査も出ております。収入に対する消費税負担率は低所得者ほど高いという逆進性というものが、これは消費税のものを出した時に、国のほうが出した時に、これは逆進性に大きく、低所得者の人は本当に困っていく。このことの声が今でも大きく声が出ております。消費税引上げをやめて、町民の生活を守ることを強く求めることを要望し、反対討論をさせていただきました。どうか皆さんのご協力をよろしくお願い申し上げます。以上です。

東清剛議長

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

(発言する者なし)

東清剛議長

原案に反対討論される方はありませんか。

(発言する者なし)

東清剛議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第4 議案第30号については、委員長報告のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

東清剛議長

挙手多数です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

日程第5

東清剛議長

次に、日程第5 議案第31号 紀北町税条例等の一部を改正する条例を議題といたします。 討論を行います。 まず、原案に反対討論される方はありませんか。

(発言する者なし)

東清剛議長

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

(発言する者なし)

東清剛議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第5 議案第31号については、委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

東清剛議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

日程第6

東清剛議長

次に、日程第6 議案第32号 紀北町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する 条例を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

(発言する者なし)

東清剛議長

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

(発言する者なし)

東清剛議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第6 議案第32号については、委員長報告のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

東清剛議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

日程第7

東清剛議長

次に、日程第7 議案第33号 紀北町国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題とい たします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

(発言する者なし)

東清剛議長

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

(発言する者なし)

東清剛議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第7 議案第33号については、委員長報告のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

東清剛議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

日程第8

東清剛議長

次に、日程第8 議案第34号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。 討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

(発言する者なし)

東清剛議長

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

(発言する者なし)

東清剛議長

これで討論を終了し、採決します。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第8 議案第34号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

東清剛議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

日程第9

東清剛議長

次に、日程第9 議案第35号 三浦及び矢口漁港海岸保全施設整備事業の委託事業契約の

締結についてを議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

(発言する者なし)

東清剛議長

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

(発言する者なし)

東清剛議長

これで討論を終了し、採決します。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第9 議案第35号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

東清剛議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

日程第10

東清剛議長

次に、日程第10 議案第36号 紀北町防災行政無線(同報系)デジタル化整備工事請負契約 の締結についてを議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

(発言する者なし)

東清剛議長

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

(発言する者なし)

東清剛議長

これで討論を終了し、採決します。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第10 議案第36号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

東清剛議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

日程第11

東清剛議長

次に、日程第11 議案第37号 小型動力ポンプ付積載車購入契約の締結についてを議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

(発言する者なし)

東清剛議長

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

(発言する者なし)

東清剛議長

これで討論を終了し、採決します。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第11 議案第37号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

東清剛議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

日程第12

東清剛議長

次に、日程第12 議案第38号 令和元年度紀北町一般会計補正予算(第1号)を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

11番 近澤チヅル君。

11番 近澤チヅル議員

議案第38号 令和元年度紀北町一般会計補正予算(第1号)の反対討論を行います。

この補正の中に2点評価できない点があります。その1点は、森林環境譲与税に関する予算が組まれています。歳入には2,171万6,000円がありますが、これらの矛盾は議案第29号の反対討論の中で示させていただきましたので、今回は省きます。

歳出では、森林経営管理推進事業として 1,295 万円などがあります。この元となる森林経営管理法は森林の所有者に取伐義務を行う義務を課しており、市町村が取伐の意向を調査し、 それがないなど、森林経営の意欲がないと見なされた場合に、所有者の同意なく一定の手続きを経て、市町村が私有林の管理権を設定することを可能にするものです。

説明では所有者不明の私有林の法的調査を、全地域で行うという説明がありましたが、この法令は恣意的な解釈、勝手気ままな解釈が可能であると言われており、森林所有の財産権 を侵害する仕組みを持っている事業であるため、これを認めることはできません。

2つ目といたしまして、プレミアム付商品券の発行などです。この事業として 4,305 万 4,000 円が計上されております。これは財源が消費税増税がなっているということが、大きな理由です。この商品券は低所得者と子育て世帯を応援するものとなっています。しかし、財源は逆進性の高い消費税の増税分です。

住民税非課税の世帯と子育て世帯の人たちが、2万円を払うと2万5,000円の商品券が購

入できます。5,000 円分が上乗せされる形となっております。その財源のために増額された 消費税によって家庭の支出は、食料品などの軽減分などを除いた負担額増の4.6兆円を全世 帯数で割りますと、約8万円の負担増になるとされています。これはずっと増税後続く負担 ですが、プレミアム付商品券は発行期間が今回限りで、まったく応援にはならないのではな いでしょうか。長い目でみれば。

また当初は低所得者のみが対象であったため、商品券を使うために自分が低所得者ですよといって回るものだというような強い声があり、慌てて政府が対象を子育て世代、これは高所得者を含めますまで拡大したという事情があります。単年度の予算書から作成された税収の推移では、消費税が導入された30年間で327兆円もの消費税が国民から徴収されておりますが、法人3税で291兆円、所得税・住民税で270兆円の減収があり、消費税増収分を大きく上回ってしまうため、いくら増税してもその穴埋めのためにも消えてしまうという側面もあります。

社会保障の財源を真剣に考えるならば、消費税増税を頼りにするのではなく、消費税増税 を断ち切ることが何よりも大切なことだと私は思います。それよりも大企業や富裕層に優遇 されている税制を見直し、暮らし第一で経済を建て直すべきではないでしょうか。

以上のような理由から苦渋の決断ではありますが、この補正予算は評価することができません。議員各位の賛同を求めて、私の反対討論を終わります。

(「議事進行」と呼ぶ者あり)

10番 瀧本攻議員

今の反対討論の中に消費税4.5兆円とおっしゃったけども、消費税2%上がると5.4兆円です。数字が間違とるのやで、数字の間違とるやつを、こんなとこで言うてもろたら、この紀北町議会がですね、品位を損なう、5.4兆円です、2%で。それぐらいのことは自分で調べてこないかん。

東清剛議長

数字に関してしっかりした根拠を持って、ここで使っていただくようにお願いいたします。 訂正されますか。

近澤議員、指摘を受けたんですから、それを訂正されますかというのと。 近澤議員。

11番 近澤チヅル議員

私の信頼する資料では、いろんな計算の仕方があると思うんですけど、私、先ほど食料品

などの軽減分を除いた負担増と言ったので、瀧本議員の金額より少なくなるのではないかと 思い、私は訂正しかねます。

東清剛議長

そういうことです。

それでは、次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

5番 大西瑞香君。

5番 大西瑞香議員

議案第 38 号 令和元年度紀北町一般会計補正予算(第1号)の賛成討論をさせていただきます。

今回の一般会計補正予算は森林推進事業、また森林振興対策事業、水防対策と紀北町の農林業の課題解決、また町民の安心・安全に関わる補正予算が数多く盛り込まれております。 また、プレミアム付商品券につきましても、軽減税率の対象でない日用品の購入費のオムツ代、また衛生用品という、そういう購入時の負担をカバーできる、一人暮らしの高齢者など低所得者への生活支援対策として、有効だと思っております。

生活者、消費者目線に立った配慮を感じる施策だと思っております。そういう点から私は この補正予算に対して、賛成討論させていただきます。議員各位の賛同をよろしくお願いい たします。以上でございます。

東清剛議長

次に、反対討論される方はありませんか。

(発言する者なし)

東清剛議長

次に、賛成討論される方はありませんか。

(発言する者なし)

東清剛議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第12 議案第38号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

東清剛議長

挙手多数です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

東清剛議長

ここで、町長から追加議案が提出されておりますので、追加議事日程配付を行うため、ここで暫時休憩いたします。

(午前 11 時 16 分)

東清剛議長

配付漏れはありませんか。休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午前 11 時 18分)

追加日程第1

東清剛議長

町長から追加議案が提出されました。

お諮りします。

この2件を日程に追加し、別紙議事日程のとおり追加日程として、直ちに議題としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

東清剛議長

異議なしと認めます。

したがって、この2件については日程に追加し、別紙議事日程のとおり、直ちに議題とすることに決定いたしました。

それでは、追加議事日程第1 議案第39号 紀伊長島地区学校給食センター建設工事請負 契約の締結についてを議題といたします。 お諮りします。

6月18日開催の議会運営委員会で決定されたとおり、追加議事日程第1 議案第39号の審議にあたっては、会議規則第39条第3項の規定により、委員会の付託を省略し、本会議での審議としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

東清剛議長

異議なしと認めます。

したがって、議案第39号については、委員会の付託を省略し、直ちに本会議で審議することに決定いたしました。

それでは、提案者より提案理由の説明を求めます。

尾上町長。

尾上壽一町長

それでは、本議会定例会におきまして、本日2件の案件につきまして、追加上程をお願いいたします。

1件につきましては、議案第39号 紀伊長島地区学校給食センター建設工事請負契約の締結、もう1件は報告第3号 専決処分の報告でございます。この報告第3号につきましては、本来は議会開催日に報告すべきところ漏れておりましたので、お詫びを申し上げます。大変申し訳ございませんでした。

それでは、追加上程いたしました、議案第39号につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

議案第39号 紀伊長島地区学校給食センター建設工事請負契約の締結についてでありますが、紀伊長島地区学校給食センターを建設するため、令和元年6月13日に入札執行した、紀伊長島地区学校給食センター建設工事請負契約の締結するにあたり、紀北町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

以上、1件の議案につきまして、提案理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては、担当課長に説明をいたさせます。なにとぞ慎重審議の上、ご可決賜わりますようよろしくお願い申し上げます。

東清剛議長

続いて、内容説明を求めます。

宮本学校教育課長。

宮本忠宜学校教育課長

それでは、議案第 39 号 紀伊長島地区学校給食センター建設工事請負契約の締結について、ご説明させていただきます。

議案書の第39号の1ページをお願いします。

議案第39号 紀伊長島地区学校給食センター建設工事請負契約の締結について 次のとおり工事請負契約を締結したいので、議会の議決を求める。

記

- 1 契約の目的 紀伊長島地区学校給食センター建設工事
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約の金額 3億6,927万円
- 4 契約の相手方 三重県北牟婁郡紀北町島原1009番地

株式会社 平野組

代表取締役 平野 金人

令和元年6月18日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由

紀伊長島地区学校給食センターを建設するため、令和元年6月13日に入札執行した、紀伊長島地区学校給食センター建設工事請負契約を締結するにあたり、紀北町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決が必要なためでございます。

本町の学校給食につきましては、海山地区がセンター方式、紀伊長島地区が自校式で運営しております。しかしながら、紀伊長島地区の自校式の学校給食につきましては、平成24年度に整備しました紀北中学校を除き、整備後50年経過し、老朽化が進んでいる施設もありますことから、今年度学校給食センターを津波浸水区域外であります赤羽地区に整備するにあたり、紀伊長島地区学校給食センター建設工事請負契約の締結について、議会の議決をお願いするものでございます。

議案書の2ページをお願いします。

議案書の2ページにつきましては、資料1としまして、紀伊長島地区学校給食センター建設工事に伴う工事費、工事概要、工期についての説明となっております。

まず工事費につきましては、請負金額が3億6,927万円であります。この請負金額は工事価格の3億3,570万円に消費税10%、3,357万円を加えたものであります。入札は一般競争入札により1社の参加があり、最低価格を提示した株式会社平野組が落札いたしました。

次に、工事の概要でございますが、建築工事の主な工事内容につきましては、仮設工事、 土工事、コンクリート工事、型枠工事、鉄筋工事、鉄骨工事、防水工事、屋根工事、金属工 事、金属製金具工事、塗装工事、内装工事ほかとなっております。

次に、電気設備工事の主な工事内容につきましては、電灯設備工事、幹線動力設備工事、 受変電設備工事、構内交換設備工事、自動火災報知設備工事ほかとなっております。

次に、機械設備工事につきましては、空気調和設備工事、給排水衛生設備工事。

次に、外溝工事につきましては、舗装工事、雨水排水工事、囲障工事、造成工事ほかとなっております。

工期につきましては、議会の議決の日から令和2年2月28日までとさせていただいております。

議案書第3ページをお願いいたします。

議案書 3ページにつきましては、資料 2 としまして、紀伊長島地区学校給食センター建設工事の設計概要でございます。まず工事費に関しましては、設計金額が 3 億 6, 927 万 4, 400 円であります。この設計金額は工事価格の 3 億 3, 570 万 4, 000 円に 10%の消費税、3, 357 万 400 円を加えたものであります。

次に、工事概要に対する設計金額でございますが、建築工事に対する設計金額は1億6,842万2,000円、電気設備工事に対する設計金額は3,919万9,000円、機械設備工事は1億77万円、外溝工事は2,731万3,000円、消費税は3,357万円で、合計の設計金額は3億6,927万4,000円でございます。

続きまして、議案書の4ページをお願いします。

議案書の4ページにつきましては、資料の3として、学校給食センターの土地の形状、各施設の配置図となっております。まず用地につきましては、赤羽地区の紀北町島原 2689 番地4ほか5筆の計6筆の土地であります。土地登記簿の面積といたしましては、合計で1,903 ㎡であります。前年度、土地を購入し既に紀北町に所有権を移しております。資料の上側が北の方角となっており、南側は県道紀伊長島停車場線に接しておりますとともに、若者センター用地の一部とも接しております。また東側には赤羽小学校がございます。

用地には中央に給食センター棟、施設の左側にガス貯蔵用のガスバルク、搬送用トラック

の車庫、軽トラック用の駐車スペース、ごみ置場、給食センター棟の右上には浄化槽とブロア室を設置し、県道側に出入口を2箇所設置いたします。

続きまして、議案書の5ページをお願いします。

議案書の5ページにつきましては、資料4といたしまして、給食センター棟の平面図となっております。資料の下側に玄関がございます。下の左側からボイラー室、一般用のトイレ、倉庫、玄関、事務室、更衣室が2室あります。これらにつきましては、広い更衣室1が女性用、狭い更衣室が男性用となっております。

続きまして、調理室で使用する衣類等の洗濯乾燥機、調理員用の脱衣スペースのあるトイレが男性用と女性用で2室、調理員が休憩する休憩室となっております。廊下を隔てて上側が実際に給食を調理する部分となっております。廊下から下処理スペース、調理スペースへの出入りにはそれぞれ前室より出入りすることとなります。更衣室で調理服等に着替え、前室からそれぞれの部屋へ入るため専用の履物に履き替え、入室いたします。

下処理スペースといたしましては、右側から食材搬入のプラットホーム、荷受風除室、ゴ ミ庫と並んでいます。

それから左側に食材の検収室、食品庫、仕分け室、魚肉下処理室、野菜下処理室となっております。調理スペースであります中央部分には、米食用の炊飯コーナー、洗浄コーナー、アレルギー食対応コーナー、揚げ物用のフライヤーや回転釜のある調理室となっております。さらに和え物室もコンテナプール、洗浄室、前室という配置になっております。

続きまして、資料の6ページをお願いします。

資料の6ページにつきましては、資料5として新センターの立面図となっております。資料の上段、左側などは南側にあります県道紀伊長島停車場線側から見た立面図となっております。

次に上段右側の図は、赤羽小学校のあります東側から見た立面図でございます。下段左側の図は北側、右側の図は西側から見た図となってございます。

以上で、議案第 39 号の説明を終わらせていただきます。ご審議のほどどうぞよろしくお 願いいたします。

東清剛議長

以上で、議案の提案説明並びに内容説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

3番 柴田洋巳君。

3番 柴田洋巳議員

この工事請負契約について、いろいろ質問させていただきます。

まずはやっぱり紀北町から出るですね、仕事はやっぱり地元の人たちが工事を請け負ってもらうと、それが基本です。そういう前提のもとに質問させていただきます。また、例えば県とか国とか、そういうところからの発注もですね、できるだけ紀北町内で現場がある場合は、やっぱりそういう地元の方にですね、やっていただくと、そういうやっぱり姿勢はやっぱり大事かと思うんです。その上でですね、1つ質問させていただきますけど、今回、先ほど学校教育課長から説明がありまして、これはですね、まずちょっと形式的な話なんですけども、契約の方法で一般競争入札というのは、私はちょっとしばらく仕事から離れていたんで、ちょっとわからないんですけども、公募型と指名競争とか、そういうのがあると思うんですけども、そういう表現のほうがいいのかなということが1つ。

それから、入札参加、札を入れられた方は1社だって聞きました、言いましたよね。だから、その場合、何社、指名競争入札であれば何社指名されたのか。あるいは公募型であっても何社公募したのか、その辺が、やっぱりその辺を聞きたいというのは、やっぱり町民の税金で、あるいは国からも補助をもらったりして、仕事をするわけですね。やっぱり馴れ合いということはちょっとあれだと思うんですけども、そういう中でやっぱり緊張感を持って、やっぱり入札をやると。そういうことがやっぱりこれからも大事だと思うんですよ。そういうわけでその辺の一般競争入札であった場合としてもですね、その辺を細かく何社が指名入札に参加されて、どっかが辞退したとか、札を入れなかったとか、そういうこともやっぱりこの場で説明していただいたほうがいいかなと。

それから、こういうことを私言っているのは、デジタルの契約、それに関していろいろ質問があったんですけども、それはもう時期的に私が質問するタイミングでなくなったんで、それは今、質問できませんけども、ただ一貫していることはやっぱりあまりにも何かそういう入札行為に対して、ちょっと何か魂が抜けているんじゃないかと、そういうことを言っているんですね。そういうことです。

東清剛議長

質疑なんですから、質疑にしてください。議題に対しての質疑です。

3番 柴田洋巳議員

今のはだめですか。それでは取り消してください。いやでもこれは正直やっぱり我々の業

界にいた。

東清剛議長

私が聞く意見ではないですから質疑として、今、提案された側に質疑をしていただきたい。

3番 柴田洋巳議員

ですから繰り返しますけども、一般競争入札というのはどういう内容のものか。あるいは また1社しか入札に参加されなかったと。そういうこと、その辺の入札に関するちょっと関 連したことをちょっとお話いただければなと思っています。

東清剛議長

答弁いただきたいと思います、答弁です。お話ではなくて答弁して。

3番 柴田洋巳議員

答弁をお願いいたします。以上です。

東清剛議長

水谷財政課長。

水谷法夫財政課長

紀北町内の入札につきましては、通常、地域公募型の一般競争入札とさせていただいております。この地域公募型というのは、紀北町の業者の方から入札をいただくという形を、基本的にはとらさせていただいております。地域公募型の一般競争入札とさせていただいております。会計事務規則では一般競争入札となってございますので、一般競争入札という表示をさせていただいております。あくまでもこの一般競争入札の中の地域公募型ということで、紀北町に本店のある業者の方の指名基準という形で、入札のほうを行わさせていただいております。

3番 柴田洋巳議員

議長。

東清剛議長

まだ途中です、質問いっぱいありますから、答弁漏れになりますよ。続けてくださいよ。 いいの。

水谷法夫財政課長

一般競争入札につきましては、以上でございます。

東清剛議長

宮本学校教育課長。

宮本忠宜学校教育課長

先ほども説明させていただきましたとおり、この入札につきましては、一般競争入札として実施させていただいております。それでご説明で1社の参加と説明させていただきましたが、今回の入札につきましては、建築工事Aランクの業者ということで公募をさせていただいております。

それで、3社の参加の申込みがございましたが、そのうち2社が辞退されたということで、 結果的に1社の入札ということでございます。以上でございます。

東清剛議長

柴田洋巳君。

3番 柴田洋巳議員

先ほど財政課長さんですか、これは市民はなかなか。

東清剛議長

町民です。

3番 柴田洋巳議員

町民はですね、なかなか専門用語とかよくわからないんですよ。これからの話もあるんですけども、やっぱり地域公募型なんとか入札とか、そういうことをですね、はっきりやっぱり明示したほうがいいと思います。これまでいろいろ気づいたところがあったんですけども、これは次回の一般質問でさせていただきますけど、この工事請負契約、今回の工事請負契約については、そういうことがちょっと抜けているんじゃないかのかなという感じがします。

それと、先ほどの1社しか応募して、それで1社しか金額を入れなかったと、そういうことですね。ちょっとある人に聞いたら指名型入札だということで、最初から指名されてですね。

東清剛議長

それは間違えていますから。人の情報ではなしに、しっかりした公告がありますから、それを基に話してください。

3番 柴田洋巳議員

以上で、とにかく入札その他についてのですね、やっぱり執行はやっぱり緊張感を持って、 これからもやったほうがいいかなと思って。それがまたよく町民にもよくわかるような形で ね、やっていただきたいなと思っています。以上です。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

表記についてはですね、こういう表記で今までもやってきておりますし、こういう入札等 については、ルールにしたがってしっかりとやっておりますので、ご理解いただきたいと思 います。

東清剛議長

他に質疑される方はありませんか。

6番 原隆伸君。

6番 原隆伸議員

6番、原です。この入札結果の概要を見てきますと、この中で空気調和とか給排水衛生設備は入っているんですけども、機器関係は入ってないような気がします。資料4には他の機器も全部入っているんですけれども、この中でなぜ機器は別というふうに考えているんかもわからんのですけれども、機器も考慮した上で。

東清剛議長

原議員、機器と申しますけども、どの機器の話。危機管理のほうの話なのか、中にある重 機の機器の話なのか。

6番 原隆伸議員

要するに中に置く機器ですね。調理器具とか、そういう。

東清剛議長

調理器具ですね。

6番 原隆伸議員

調理器具及びボイラー、調理するための附帯設備ですね。これは別途の予算の中に入っていたんかもわからんですけども、ここをやっぱり一体的に考慮する中で、予算の削減というのを考えられるところがあったような気が、私してたんですけれども、こういうふうにそういう設備関係のものは今回、入札除外した理由について、ちょっとお聞きします。

東清剛議長

宮本学校教育課長。

宮本忠宜学校教育課長

今回の入札につきましては、給食センター棟の建設工事の入札となっております。中へまた設置します厨房機器でありますとか、配送用の軽トラックの購入等も今後、別の入札を行

い整備したいと考えております。以上でございます。

東清剛議長

原降伸君。

6番 原隆伸議員

今回みたいな工事はそうないとは思うんですけども、躯体及びそれに附帯する設備ということでやっていますけれども、一部並行してできそうな工事もございますんで、ある程度そこら辺りまで考慮した工事というのを、今後検討してはどうかと思うんですが、そういうことです。

東清剛議長

質疑ですよ。

6番 原隆伸議員

だから、そこについて何故こういうことを、躯体ですから、躯体ですから入ってないんですけども、今後こういうことを検討する時にですね、躯体であってもということはできないんですか。

東清剛議長

契約案件です、注意してください。

6番 原隆伸議員

失礼しました。躯体工事及び空気調和工事、給排水衛生設備工事ということでございます んで、ここら辺をちょっと詳しくお聞きできれば幸いなんですが。

東清剛議長

どの辺を詳しくですか。

6番 原隆伸議員

空気調和設備の設置場所について、ちょっと詳しくお聞きします。

東清剛議長

宮本学校教育課長。

宮本忠宜学校教育課長

空気調和設備工事につきましては、主にエアコン、空調機の設置になります。空調機の設置につきましては、調理室の温度を下げるという意味で、調理室へエアコンの設置をするとともに、事務室と休憩室にもエアコンをそれぞれ1台設置する計画でございます。以上でございます。

東清剛議長

よろしいですか。

他に質疑される方はありませんか。

11番 近澤チヅル君。

11番 近澤チヅル議員

先ほどの説明でですね、Aランク3社のうち2社が辞退したいという説明でしたけれども、 それは入札前の辞退なのか、詳しい説明をお願いしたいと思います。

そしてあと今回の落札率ですね、1社の、お願いします。

東清剛議長

宮本学校教育課長。

宮本忠宜学校教育課長

2社の辞退でございますが、入札前に辞退ということでございます。

それと、落札率につきましては、99.9%となっております。以上でございます。

東清剛議長

近澤チヅル君。

11番 近澤チヅル議員

応募要項の中にですね、こういうように3社しかなくって、2社がもう辞退、入札前から 辞退ということで、独占のような形になってしまう側面があったと思うんですけれども、町 の規約とかそういうので、こういう場合は2社の方に理由を聞くとか、もう一度するとかそ ういう決めはないのでしょうか。

東清剛議長

水谷財政課長。

水谷法夫財政課長

近澤議員の質問にお答えさせていただきます。町ではそういった規定はございません。以上でございます。

東清剛議長

他に質疑される方はありませんか。

入江康仁君。

12番 入江康仁議員

少しだけちょっと、今回ですね、追加議案として出されたことに関しては、私はいうたら

町の施設の大型予算でございますよね、だいたいね。それに対してこの入札もこの会期中に やっている。いろんな形の中でこれは設計図の説明を受けてしたのが全員協議会が去年だっ たかなと思うんですよね。その中からずっと進んでいる中で、予定価格、それもだいたい出 ていた、しかし、何故提出する期間がもっと早くできなかったか。これは6月議会に1週間 ないし10日前に終わっておれば、入札も終わっておれば、もう議案として提出できたわけで すね。それはいろいろな今回10日間の連休とかいろいろあって、職員も担当職員も頑張って やってくれたと思います。

だけどこれからは、これを1つの、頑張るんやったらもっと間に合うような提出をしていただければ、頑張っただけの価値の評価が受けられる。しかし、いくら頑張っても今回のような提出をやれば、評価につながらないとかがあるんですね。だから、教育長も今回、新しく代わられて、これ教育長の管轄の事業でございます、これね。それでその中でどういうような進捗で進んだのかということも1点ちょっと聞きたいというとこもあるんです。

それで、そしてもう1点は先ほど近澤議員のちょっと関連になるんですけれど、業者、A ランク、紀北町には3社しかないと。その中で2社が辞退したいと、これは町のこの事業の公共事業がないない、また紀北町内には工事発注が少ない、いろいろな業界の方々がいうとることと反比例するんですよね。辞退する、この約3億7,000万円の事業を辞退すること自体がおかしい。そんなんやったら1回入札の業者の取り決めの体制も、これ一回考えないかん今度は。実際いうて99%の落札ということは、99.9%、100%、これは一般から見ても談合だと、こんなもん談合やないかと、これ厳しい追求を受けても仕方ないですよ、これ実際。

私の積算も前も言ったけど、全員協議会の説明を受けた時に、これはちょっと予定価格もええ過ぎるんじゃないかと、あれは鉄筋やなくて鉄骨構造です、はっきり言うて。僕らから見てもこんなもん1億円以上も安くできるという業者もたくさんおりますよ、はっきり言って。それを辞退すること自体がおかしい、その辞退する業者も。こんなんやったらこれからの公共事業の中でもう町外からもどんどん入れてせなならんかわからん。私はこの業者の選定も大きな問題が出てくると思う。私は地元業者を優先に地元の企業が潤うようにということを一貫して言ってきた。しかし、公共事業である3億7,000万円の事業を辞退すること自体、そして取った業者が99.9%というのは話し合いによる談合しか、これ受け止められないですよ、一般の人としては。

そして、我々議員も今度はチェック機能はどうだと、お前ら何やっとるやと言われても返答できません、これは。だから、そこまでのなった経過ですね、その業者の辞退した経過、

また文書なり出ておるんだったら、公表していただきたいです。そやなけりゃ、これから入 札制度を変えやないかんかわからん、これ実際。やはり公共事業というのは、事業、地元業 者優先にやっとるような方法じゃないですか、これは。地域公募型というて地元の業者優先 にというんなら、これこそみな喜んで、だけど赤字をくうような安いような入札はしてもら わんでも結構です。やはり事業は儲けてもらわないかん。

だから、この予算に関しても私、1億円以上は高いよと、伽藍堂やないかと中は何も、そんなことは言ってきたんです、質疑で。だからこの入札には参加せないかんわな、実際いうたら喜んで、それで合わんのやったら合わん理由を示してもろたらええけど、2社が辞退だわ、1社で99.9%の落札いうたら、これはほんまに談合ですわ、はっきりいうて。皆いわれる思われる、思われても仕方ないです。

だからそこのところのこれからの公共事業のこれを1つにして、これが町全体、建設、いろんなまだどんどんあると思う。学校教育にしては校舎以外は大きな投資ですよ、これ予算です、校舎を建てる以外の大きな予算ですわ、はっきり言って。だから、それを工事に出したことで地元業者がみな喜んで入札して儲けてもろたらええんですけど、これはこの予算は普通の予算じゃない、ぐっと今いっておるように1億円以上もあれしとるやないかというような業者間の話もあるんです。

だから、喜んで入札してくれるんやったらええけども、町の業者は今度は要らないって、 辞退すること自体が私は問題じゃないかなと思う。そこのところを教育長と学校教育課長の 業者間とまた今までの経緯の中での考え方は、また入札方法の改善するべきところがあるの かどうかというとこの答弁を1点いただきたい。それを先にちょっとお願いいたします。

東清剛議長

水谷財政課長。

水谷法夫財政課長

辞退の理由につきましては、技術者の配置ができないという理由が1点です。もう1点が 予定価格以内での入札ができないという理由でございました。以上でございます。予定価格 以内での入札ができないという理由で辞退がございました。以上でございます。

東清剛議長

宮本学校教育課長。

宮本忠宜学校教育課長

それでは、今回の入札につきまして、議会で上程する議案が初日に間に合いませんでした

ことは、本当に申し訳ありませんでした。もっと早くに入札をして、本来ならば初日に提案して、十分ご審議いただくべきところなんですが、なるべく早期の発注を心がけて入札の準備等をやっておりましたが、どうしても入札の公告、その後の日数の確保等、入札の日が6月13日になってしまいました。それとは別に工事の金額等も考慮しまして、早期の発注が必要であろうと考えさせていただきましたので、今回、追加の議案ということで、ちょっとお願いをさせていただいております。本当に初日に提案できませんでしたことは、誠に申し訳ありませんでした。以後、なるべくこういうことのないように努めさせていただきたいと考えております。以上でございます。

東清剛議長

入江康仁君。

12番 入江康仁議員

課長答弁いただいたんだけど、やっぱり本当に学校教育課としては、教育長もしかりまた 課長もしかりで、そういう建設に関するもんは専門的でないとこから、大変なこともあった と思うんですよね。これは致し方ないかなと。だけど評価の受けられるような仕事をしてい ただきたいというのが、僕のあれなんです。だから、職員に対してもよう頑張ったなと思う んですよ。10日間の連休もあったし、いろいろな中でね。そやでそれはそれでいいといたし まして、それで先ほどの財政課長の答弁の中で、1つは監理者のいない、またこの価格では やれないという自体もちょっと私はちょっとおかしいんじゃないかなと。やはりAランクに なれば監理者は確かに1人おかないかんと。誰か1人ですよね。

それで、今までの私がやってきた中でのあれになると、その監理者が今度は工事に貼り付けておらなあかんって、規定は貼り付けかもわからんけど、ただその監理者というのは何か問題があった時に行って詰めあわせの話をするというのが大半なんですよね、はっきりいって。その受けた時には、工事のあれはちゃんと名前もして、届けなあかんけどね、それは私はいろんな形の中で今までどこも尾上町政の前からも私はずっと見てきとるけど、1人しかいない、その業者の中で何件も受けてやっとったこともあったけど見てます。

それで今回、私は談合じゃないかということを批判を受けるよというのは、逆にいうたら 追求したら切りないわけですね、はっきり言って。それでその業者が値段が合わないかとい うことは、絶対あり得ないんです、はっきり言って。あまり追求することもあれだけど、そ んならこの業者は仮に業者は受ける前から、もう発注しとったよと。資材を発注してちゃん とやっているよと。これを私がいうたら答えられますか。それはなんだと入札前に発注しと るやないかと、こういう例もあるわけなんです。これは今の現在ではそれは例えない。以前 にあったということを指摘しておきます。

だから今、皆さんに答弁を求める皆さんもしにくいと思いますんで、そういうところもあるから、私もいろいろな形の中で質問させてもらったんだけど、要はやはり紀北町の3社のA級は今まで6社か7社あったわけですね、多い時は。今は3社です。だから、3社の方々もやっぱり町のこの3億7,000万円、約4億円になってくる大型事業に関しては、やっぱり町としても皆さんと公平に入札していただいて、それで儲けていただいて、活性化してほしいよと地域のそういう思いで公共事業というのは発注する、出すわけなんですから。公共事業で合わない事業というのはありません絶対に。まして99.9%もとれるようなないですよ、はっきり言って。

だから、私はその業者の辞退した理由は、私は理由にあたらない。これははっきり言うて、建前としてではなくて、みんな関連のしとるもんやったら、異議申立してきますよ、はっきり言って。だからやっぱり公共事業の事業性という位置づけも、やはり業者さんに言ってもらって、公平な中で平等に入札を行っていただきたいなと。今回は話し合い、談合だということが目にあまり見え過ぎる。見え過ぎるから私は言っとる。これをやっぱり入札をきちんとしてもらっておったら3社でね、何もないんだけども、2社は辞退するは、1社で99.9%の入札率というのは、これは町民にしろ関係者にしろ、私どもにも不信を与えることになる。こういう事態だけは避けていただきたい。私はこれだけはちょっと指摘しておいて、答弁いただいて、質問を終わります。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

議員いろいろご指摘いただきました。我々といたしましても、今後こういった工事のですね、適正に我々は出しているつもりなんです。我々としたら今回の場合はですね、やっぱり設計価格が厳しかったんじゃないかなというのが一因だと、私は思っておりますが、議員はまだ1億円以上高いというんで、そこのところは並行だと思いますんで申し上げませんが、我々としてはですね、今度の議案の提出の仕方も慌ただしい提出の仕方でした。

それで、入札もですね、しっかりと公共事業で不利益を講じないようなですね、適正価格で我々としては適正な入札の仕方で行っていきたいと思いますので、ご理解を願います。

東清剛議長

他に質疑される方はございませんか。

瀧本攻君。

10番 瀧本攻議員

これね、当初予算でいくらだったんです、当初予算。当初予算をお聞きします。当初予算 と今のなんていうんですか、99.9、100%やね、差額ね。当初予算をちょっと教えてくださ い。ちょっと私のほうも書類の精査しなかったんで。

東清剛議長

宮本学校教育課長。

宮本忠宜学校教育課長

紀伊長島地区学校給食センター整備工事、これの当初予算の工事請負費の予算額としましては、3億7,316万2,000円でございます。以上でございます。

東清剛議長

瀧本攻君。

10番 瀧本攻議員

そうすると差額は1千何百万しかないということやね。それは先ほど前者議員が言ったように、町長もこれはやっぱり執行部もある程度、考えないかんと思うね。これは一般社会通念上の常識というのもあるんでね。だから99.9%というのは、私もこの復活して初めて聞いた。99.9、100%やね、その辺のところはもうちょっとですね、予算を立てるにあたって、予算を立てたのが、結局失敗したのか、入札がよかったのか、その辺もところもあると思うんですよ。1,200万円の差しかないということはね。その辺の予算の立てるのと、今はなんか昔と違ってですね、なんかコンピュターへ入れてパッパッとしたらですね、パッパッと出てくるというふうに聞いています。だから、その辺のところで結局こういうふうに混乱するわけです。町民が聞いたら100%で受けたんやって、一般社会上そういうふうになるわけですね。だから入江議員もそれを心配しとるわけですよ。その辺のところは十分気をつけてやっていただきたいと思います。当初予算をつくる時もね。そうするとこういう混乱が起きたと思います。その点どうですか。町長から答弁をお願いします。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

議員ご指摘の部分は結構そのとおりですね。予算を立てる時の概算設計の部分ですね、私

からすれば甘かったんではないかなと思っております。ですから、こういった入江議員の話は別として、業者から見れば大変厳しい数字であったので、こういう入札率になったのではないかなと思います。ですから、その概算設計とその後、詳細設計しながら詰めて、その入札する時の設計がですね、一定の差が普通でいえば概算設計で、多めの予算をするんですが、今回は結構厳しかったのではないかと民間の方はとらえられたんではないかなと思っております。

我々これからもですね、概算設計する時、それから詳細設計との差が出ないような、これからそういった予算の作り方をしなければいけないと思いますので、ご指摘のとおり今後そういった部分をですね、しっかりと精査しながら予算化していきたいと、そのように思います。

東清剛議長

他に質疑される方はありませんか。

(発言する者なし)

東清剛議長

これで質疑を終わります。

続いて討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

(発言する者なし)

東清剛議長

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

(発言する者なし)

東清剛議長

これで討論を終了し、採決いたします。

お諮りいたします。

追加日程第1 議案第39号については、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を願います。

(多数举手)

東清剛議長

挙手多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

追加日程第2

東清剛議長

次に、報告案件に入ります。

追加議事日程第2 報告第3号 専決処分の報告についてを議題といたします。

本件は提案者からの説明のみとなりますので、詳しく説明していただきますようお願い申し上げます。

それでは、尾上町長。

尾上壽一町長

それではですね、報告第3号 専決処分の報告についてでございますが、平成30年9月18日から12月28日まで、町が実施をいたしました相乗り運送実証事業におきまして、相手方から借り受けたGPSトラッカーを携帯電話を所有していない方の通信手段を検討するための実証実験として、会員に貸し出しをいたしましたところ、会員の方がGPSトラッカーを紛失及び破損する事故が発生いたしました。

この事故につきまして、本年3月15日、損害賠償額を4万176円として和解が成立いたしましたので、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分し、同条第2項の規定により、議会に報告するものでございます。

以上、1件の報告につきまして、今後、同様の案件があった場合におきましては、指導を 徹底してまいりますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

東清剛議長

以上で、報告案件についての提案理由の説明を終わります。

本件は、地方自治法第180条の規定よる議会への委任による専決処分であることから、質疑は行わないとされていますが、ただいまの説明において、内容等について不明確な点があれば再度説明を求めることで発言を許したいと思います。

それでは、発言される方はありませんか。

原隆伸君。

6番 原隆伸議員

原隆伸でございます。ちょっとこのGPSトラッカーというものを、破損というのはわか

るんですけれども、紛失というのはちょっと私は理解できないので、電源を切っておったからわからんのかわからんけども、本来ならGPSですからわからなあかんもんですから、そこら辺ちょっと詳しく説明願えれば幸いです。よろしくお願いします。

東清剛議長

上ノ坊企画課長。

上ノ坊健二企画課長

貸し出しをしていた方につきましては、かなり高齢な方が対象でございまして、そういったところでいろいろと探していただいても、わからなかったということで聞いてございます。 以上でございます。

東清剛議長

入江康仁君。

12番 入江康仁議員

1点、私、今までちょっと思とったんやけども、専決処分についてですね、今回も4万176円と。交通事故に対しても何万程度のと、何十万程度とあります。その交通事故らでも大きく人身事故になって何百万、何千万のいろんなあれはわかるんですけど、今までの報告の中で本当に何十万単位、ちょっと当てたとかいうような報告なんですけど、この180条第1項の規定によりということは、こういう金額を多い少ないは別で、やはりこの議会に報告しなければならないとなっておるわけですか。

その中で今までの報告の中では氏名はあまり出さないわけですね、相手方の氏名とか、職員の氏名、出てきたことないけど、そういう報告をしないで事が起きたよと、起こったことによって賠償金でこんだけあれしたよという報告済みでええということなんですか。そこのとこだけちょっとあれお願いします。

東清剛議長

濵田総務課長。

濵田多実博総務課長

氏名につきましてはですね、議案としては氏名を公表させていただくということでございますが、他のですね、例えば新聞社の方に配布するものについては、黒塗りをさせていただいて、個人情報等にあたるものについてはですね、そういうふうにさせていただいておるのが現状でございます。そういうことでございます。

東清剛議長

入江康仁君。

12番 入江康仁議員

いやいやその賠償金額とかそんなんが、仮に1,000円でも500円でもせなあかんということなんですか、そこだけ。

東清剛議長

濵田総務課長。

濵田多実博総務課長

この案件につきましては、金額が仮に1円であっても、和解という形で裁判と同じような 形になりますので必要ということでございます。以上でございます。

東清剛議長

以上で発言を打ち切ります。

報告第3号については、聞き置くことといたします。

東清剛議長

以上で、本日の日程はすべて終了しました。

これで本日の会議を閉じます。

ここで、尾上町長から発言の申し出を受けておりますので、許可いたします。

尾上町長。

尾上壽一町長

6月議会定例会の閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

去る5月1日に天皇陛下がご即位なされまして、新しい時代、令和が始まり、6月11日に 開会されました令和最初の本定例会を迎えるにあたり、私も心新たに身の引き締まる思いで ございました。

議員の皆様には本日まで終始熱心にご審議をいただきまして、上程いただきました案件に つきまして、原案どおりご可決を賜わり、誠にありがとうございました。

今期中に議員の皆様方からご頂戴いたしましたご意見、ご指摘につきましては、その対応 に留意しながら、町政運営にあたってまいりたい、そのように考えております。

さて、間もなく7月となり、紀北町の夏の風物詩でもあります、夏の三大祭りが、7月6日のきほく七夕物語を皮切りに、きほく燈籠祭、きほく夏祭りKODOが、町内の各会場で

開催をされます。たくさんのイベントも予定されておりますので、是非ご来場いただきます ようよろしくお願いを申し上げます。

最後になりますが、季節は梅雨入りし不安定な日が続いておりますので、議員や住民の皆様におかれましては、健康にご留意されますますのご活躍をいただきますよう、ご祈念を申し上げまして、議会定例会、閉会にあたってのご挨拶とさせていただきます。誠にありがとうございました。

東清剛議長

以上で、本定例会の日程はすべて終了いたしました。

令和元年6月定例会の閉会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

今期定例会は、6月11日から本日までの11日間にわたり、議員の皆様、町長及び職員の皆様には、慎重なるご審議をいただき、無事閉会できることに心から御礼申し上げます。

これから夏本番を迎えることになりますが、体調面にはくれぐれも気をつけていただき、 一層ご活躍をいただきますようお願い申し上げます。

東清剛議長

これをもちまして、令和元年6月紀北町議会定例会を閉会いたします。

(午後 0時 13分)

地方自治法第 123条第2項の規定により下記に署名する。

令和元年 9 月 3 日

紀北町議会議長 東 清剛

紀北町議会議員 柴田洋巳

紀北町議会議員 岡村哲雄